

葉山町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する
条例

葉山町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年葉山町条例第110号）
の一部を次のように改正する。

（別紙）

令和2年2月13日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

提案理由

会計年度任用職員の服務の宣誓について定めるため、提案するもので
あります。

葉山町条例第 号

葉山町職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

葉山町職員の服務の宣誓に関する条例（昭和26年葉山町条例第110号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

条例の概要

題 名

葉山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

会計年度任用職員のサービスの宣誓について定めることとした。

2 内 容

会計年度任用職員のサービスの宣誓について、任命権者の面前において宣誓書に署名する方法とは別に定めることができることとした。

3 施行期日等

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとした。

葉山町職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>葉山町職員のサービスの宣誓に関する条例 昭和26年3月19日条例第110号</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新に職員となった者は、任命権者の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p> <p>2 <u>地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u></p>	<p>葉山町職員のサービスの宣誓に関する条例 昭和26年3月19日条例第110号</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第2条 新に職員となった者は、任命権者の面前において、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。</p>